

請願文書表

令和 4 年第 2 回神奈川県議会定例会

令和 4 年 6 月 24 日

請願番号	42	受理年月日	4. 6. 22
件名	消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める 請願		
請願者			紹介議員
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、 削除しています。		井坂新哉 君嶋ちか子 石田和子	

【請願の趣旨】

消費税のインボイス制度の実施を当面延期するよう求める意見書を政府に提出すること

【請願の理由】

外国からの資材が滞っている事態も含めて、新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中、2023年10月1日から消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

消費税は売上にかかる消費税から仕入・経費にかかる消費税を差し引いた(仕入税額控除)金額を申告・納付しますが、インボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなります。

免税事業者との取引はインボイスが発行できないため、納付する消費税額の増加を招きます。売上が1000万円以下の全国で500万と言われる消費税の免税事業者が取引から排除されることが予想されます。やむなくインボイスの発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになります。

コロナ禍で時短・営業の自粛を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者、フリーランスの経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていくうえでも、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠です。中小企業・自営業者、フリーランスに多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施は当面延期すべきです。

以上のことから、神奈川県議会が政府に対し地方自治法99条の規定により、消費税のインボイス制度の実施を当面、延期するよう、意見書を提出することを請願します。

請願番号	43	受理年月日	4.6.22
------	----	-------	--------

件名	請願・陳情の採決に対して審議した委員会で会派は審査の結果と共にその理由を述べることを求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	君嶋ちか子 大山奈々子 石田和子		

1 請願趣旨

請願・陳情は県民が選挙と共に県政に参加できる貴重な機会である。請願法第5条は、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」と定めており、国民の参政権的権利として保障されている。しかしながら、請願・陳情を会派に持ち帰り検討した結果を審議する際に、会派が結論に至った理由に触れず結論だけを述べて採決される場面が少なくない。

情報公開と説明責任は民主政治の根幹をなすものであり、請願や陳情に対しても各会派がその結論に至った理由をきちんと請願者に説明することが「請願を誠実に処理する」という請願法の主旨から要請されるものと考えられる。

請願の審査においては、会派はそれぞれ検討結果と共に結論に至った理由や考えを明らかにして欲しい。

2 請願理由

請願・陳情の採決の際、会派ごとに検討した結果について議会運営委員会では「採択・不採択」あるいは「了承・不了承」で採択されるが、その際なぜそのような結論になったのかという理由が全く示されず結論だけを述べる場面が多く見受けられる。県民からの請願・陳情に対する会派の考え方や検討の内容が伝わらず、請願者にたいして説明責任を果たしているとはいえない。

県下の地方議会でも例えば藤沢市などでは、陳情の結果についての陳情者への通知の中で審査結果についての理由を明記しており、議事録も公開されており審議内容を知ることができる。

審議の結果と共にその理由を明らかにすることは、民主主義の基本である。と同時に、請願・陳情を単に要望や願望を述べる場ではなく、個別的課題についての住民による政策提言としての役割を担うものとして充実させていくことが地方自治の発展に役立つものと考えられる。

会派は審議結果と共に結論に至った理由についても明らかにして欲しい。